

第9章 人権教育

人権教育は、「生きる力」を育む学校教育において、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進されるものです。日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学級・学校とするように努めなければなりません。

本県では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校全ての地域において、人権の共存を人権尊重の理念とし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子供の育成を目指し、人権教育を積極的に推進しています。

1 人権教育とは

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、国民がその発達の段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨としています。

人権尊重の理念

人権尊重の理念は、「自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえるべきもの」（平成11年人権擁護推進審議会答申）とされています。

2 学校における人権教育

学校教育においては、児童生徒一人一人が人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分身に付ける必要があります。さらに、日常生活の中で人権問題があるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付けることが必要です。このため、学校では、教育活動全体を通じて児童生徒の発達の段階に応じ、創意工夫して人権教育に取り組むことが求められます。

(1) 人権教育の目標

各学校において人権教育を進めるに当たっては、人権についての知的理解を深めるとともに児童生徒が人権感覚を十分に身に付けるための指導を一層充実することが必要です。

また、人権教育に取り組む際には、以下に示す目標を踏まえ、教職員がこれを十分に理解し組織的・計画的に進めることが肝要です。

〈小学生〉

豊かな人間性や自尊感情※を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

〈中学生〉

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

〔※〕 自尊感情(セルフエスティーム)

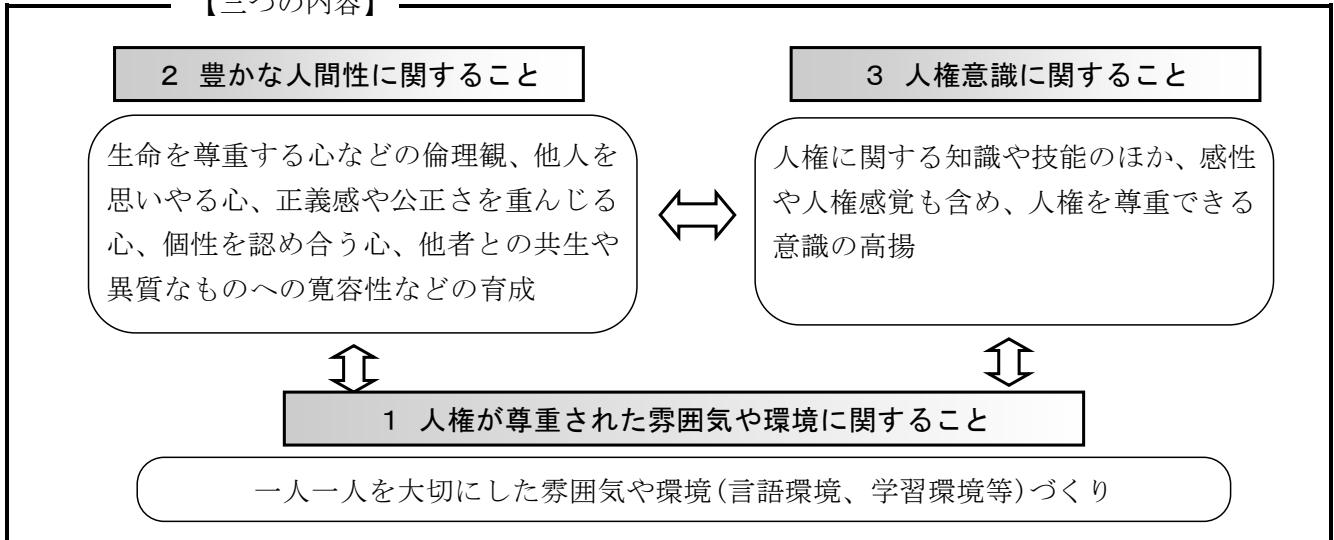
自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を認め好きになる感情のこと。欠点もあるが自分らしく生きようとする自分を受け入れることは、他者を自分と同じようかけがえのない存在として認めることにつながる。

栃木県教育委員会「人権教育推進の手引」（令和4(2022)年4月）

(2) 人権教育の内容

人権教育の推進に当たっては、以下の「三つの内容」を扱います。人権が尊重された雰囲気や環境を基盤に、豊かな人間性を育てるとともに、人権意識を高めていくことが大切です。また、これらの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

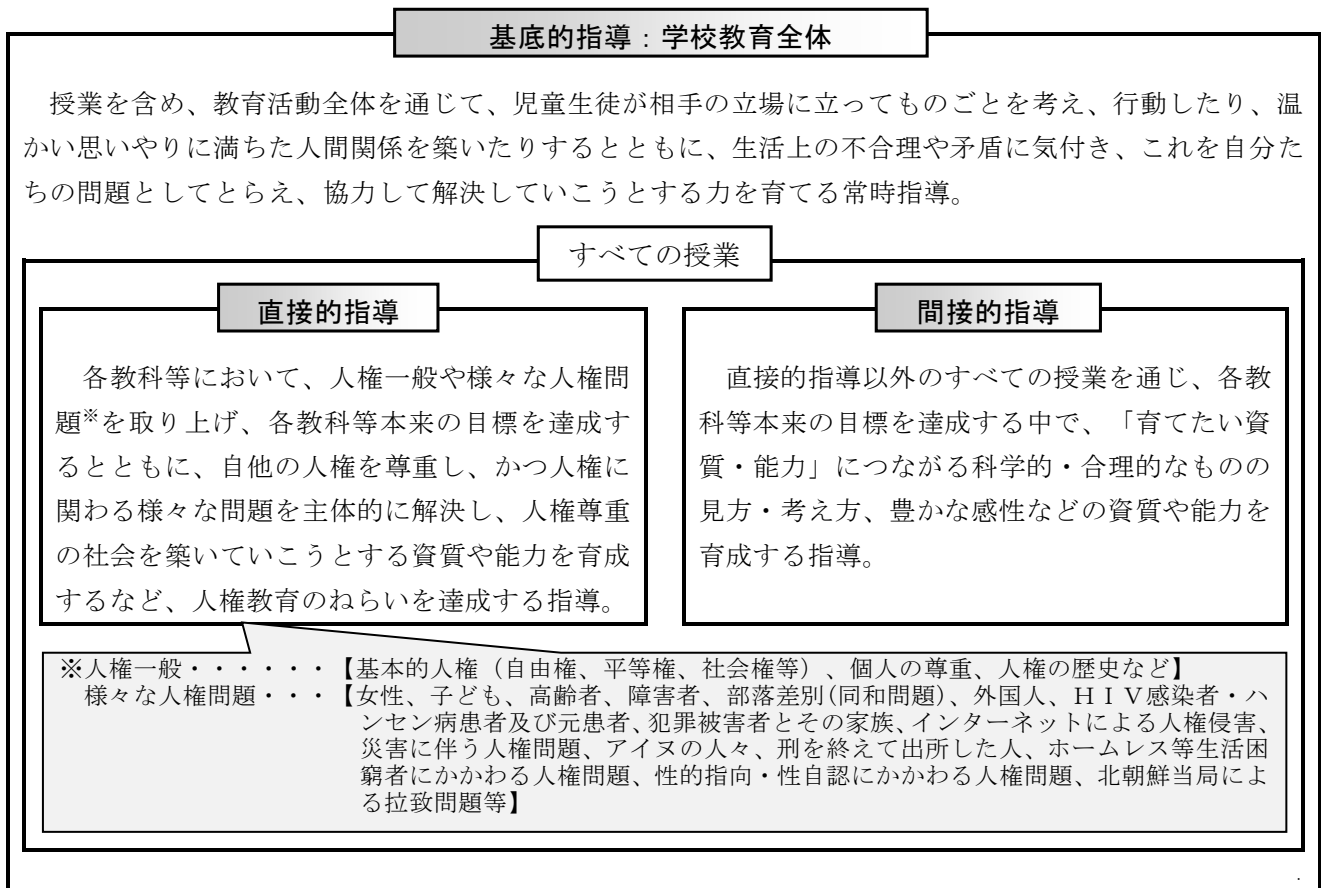
【三つの内容】



(3) 指導方法

ア 三指導

人権教育を実践に結び付けていく方法として、基底的指導、直接的指導、間接的指導があります。これらに関連させながら指導していくことが大切です。



イ 育てたい資質・能力等

人権教育では、差別解消を図るための資質・能力(「育てたい資質・能力」)を育成していく必要があります。以下に示す5つの「育てたい資質・能力」の趣旨を十分に踏まえ、自校の実態に応じ工夫・改善して、「育てたい資質・能力」を設定することが大切です。

なお、直接的指導で「育てたい資質・能力」を身に付けさせ、間接的指導と基底的指導を通じて「育てたい資質・能力」につながる力を身に付けさせます。詳細については、「令和4(2022)年度人権教育推進の手引」p.10、「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A」(平成29年3月 栃木県教育委員会) p.1～3、「人権教育推進のためのQ&A—直接的指導編—」(平成31(2019)年3月 栃木県教育委員会) p.9～12を参照してください。

【知 性】 人権の大切さや人権にかかわる様々な問題を正しく認識できる知性
【判断力】 偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
【感受性】 共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
【技 能】 互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能
【実践力】 人権にかかわる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力 ※自他の意見を尊重し、人権にかかわる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は「実践力」の中に含まれると考えます。

(4) 学習指導案への位置付け

授業の中で人権教育を機能させるためには、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」を明確にし、学習指導案に位置付けることが必要です。

学習指導案に位置付けるそれぞれの内容については、以下のとおりです。

記載事項	記載内容
「人権教育との関連」	単元の目標、学習内容等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育の視点」	本時のねらいや学習内容、指導方法等と「育てたい資質・能力等」との関わりを述べる。
「人権教育上の配慮」	「人権教育の視点」を受けて、「育てたい資質・能力等」を身に付けさせるための支援や配慮事項を学習内容及び指導方法の両方について、本時の指導の展開の中に具体的に記述する。 また、学習指導において人権が尊重された雰囲気や環境づくりに関する配慮事項についても、具体的に記述する。
「生かしたい児童生徒」	「育てたい資質・能力等」に関して、本時の中で意図的に支援を行う児童生徒を設定し、どのようなよさを取り上げたり、どのようなことに配慮したりするのかを記述する。

栃木県教育委員会「人権教育推進の手引」(令和4(2022)年4月)

学習指導案に位置付ける「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」は、一貫性があるように設定します。

栃木県教育委員会「人権教育推進のためのQ&A」(平成29年3月)

詳細については、「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A」(平成29年3月 栃木県教育委員会) p.26～33を参照してください。